サービス契約書

重要–ご使用になる前に注意深くお読みください:
本サービス契約(「本契約」)は、お客様と横河電機株式会社(「当社」)との間の法的拘束力を有する契約であり、当社は、本契約に定める条件下での購読に基づき、本サービスを使用する非独占的権利をお客様に許諾する。
お客様は、当社のグループ会社または販売代理店と注文書を発行することにより、本サービスの契約を当社と締結したものとする。お客様が本サービス契約のすべての条件を受諾しない場合、お客様は本サービスを使用する権利を有さないものとする。

第 1 条(構成、定義)

1.1 本契約には、以下の付属書、別紙およびその他文書が含まれる。

添付書類	付属書 1 個別ライセンス条件 付属書 2 第三者ソフトウェアおよびプラットフォームの条件 付属書 3 オープンソースソフトウェアの条件
別紙	別紙 1 データ処理補遺 別紙 2 サービスレベル目標
その他文書	General Specifications (GS) 取扱説明書

本契約に別段の記載がある場合を除き、本契約の条件、表の文書および注文書の間に矛盾がある場合、本契約は、以下の順序で条件が優先するものとする。

(a) 注文書
(b) 別紙 1
(c) 本契約の本文
(d) 他の付属書、別紙およびその他の文書(優先の順位で記載されている)

1.2 「認可ユーザ」とは、本契約期間中本契約の条件に従うことを条件として、お客様が購入した本サービスの購読に基づき本サービスを使用することを許可されたお客様の従業員、役員または取締役もしくは指定された者(横河の競合者を除く)を意味する。

1.3 「お客様データ」とは、お客様、認可ユーザ、または本サービスの使用またはお客様の本サービスの利用促進を目的として、お客様に代わって横河がアップロードするすべての情報・データを意味する。お客様データには個人情報は含まれないものとする。

1.4 「注文書」とは、お客様と当社またはサービスの販売代理店との間で締結される注文書を意味する。

1.5 「クラウドサービス」とは、当社が提供するウェブベースのオンラインサービスを意味する。

1.6 「サービス」とは、注文書に明記されるサービスを意味する。注文書に別段の規定がない限り、クラウドサービスは本サービスに含まれる。当社は、注文書に明記することにより追加のサービスとして、カスタマイズされた設定、データ移行、データ抽出サービスなどの特定のサービスを提供することができることもある。

第 2 条(期間)

2.1 本契約は、第 13 条(解約)に基づき別途解約されない限り、注文書に定める購読期間中、有効に存続するものとする。

第 3 条 (使用の許諾)

3.1 当社は、お客様が本契約の条件に従い、お客様サービス料の全額支払いをすることを条件として、お客様が購読したサービスの範囲内でお客様の内部業務のためにのみ本サービスを使用する非独

占的かつ譲渡不能の権利をお客様に付与する。注文書または個別ライセンス条件(もしあれば、付属書 1 に明記される)に使用量制限が指定される場合、当該制限は、サービスの使用に適用される。

3.2 認可ユーザは、注文書の特記事項に別段の規定がない限り、General Specifications により制限されないクラウドサービスが提供される国(「許諾国」)においてのみ、本サービスを使用することができる。

3.3 以下の行為は厳重に禁止されています。

(a) 本契約に基づき明示的に許可されない限り、本サービスを認可ユーザ以外の第三者にライセンス、サブライセンス、販売、再販、賃貸、リース、譲渡、移転、配布、ネットワークを介して提供し、またはその他方法で譲渡する;

(b) 本サービスを適用法令または本契約の条件に違反する行為に使用すること;

(c) ウイルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬、またはその他の有害で悪意のあるコード、ファイル、スクリプト、エージェント、またはプログラムを送信または保存するためにサービスを使用すること;

(d) 当社の本サービス提供を妨害すること;

(e) 当社の許可なく本サービスに関連するシステムまたはネットワークにアクセスすること、または当該不正アクセスを取得しようとすること;

(f) 本サービスまたは本サービスのソフトウェアコンポーネントの複製、修正または派生物の作成をすること;

(g) 本サービス(学習済みモデルを含む)またはそのソフトウェアコンポーネントを、ソースコードまたはその他の人間が読めるフォーマットにダンプ、分解、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、またはその他翻訳もしくは複製させ、または本サービスもしくはそのソフトウェアコンポーネントを他の言語に修正もしくは翻訳させ、または本サービスもしくはそのソフトウェアコンポーネントを当社が提供するフォーマット以外のフォーマットに変更させることを実行、許可する、試みること;

(h) 蒸留行為(本サービスによる学習済みモデルへの入力データと、本サービスの解析結果を新たな学習データセットとして本サービス以外の新たな学習済みモデルを生成する行為及びその類似行為)

(i) 本サービスに提供される資料に表示される著作権表示、商標表示、ロゴまたはその他の所有権表示または識別表示の削除をすること;

(j) 指定されていない、または当社の要求事項(当該要求事項があれば、その他の文書に記載する)を満たさない、ハードウェア、システム、ソフトウェア、クラウドサービスを本サービスに接続する;

(k) 第三者又は横河の知的財産を侵害する、または侵害するおそれのある行為をすること;

(l) 当社の事前書面(電磁的手段を含む)による同意なしに、本サービスに関連するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、システムまたはクラウドサービスを変更すること;

(m) 取扱説明書、ガイドライン、指示書等で禁止されている方法で本サービスを使用すること;

(n) 適用される日本、外国の法律および規則において、禁止されているデータまたは情報を保存またはアップロードすること。これには、第三者の権利を侵害するデータまたは情報を保存またはアップロードすることが含まれるものとする。

3.4 お客様は、許可ユーザが本契約を遵守することを保証する義務を負い、お客様は、当該許可ユーザの活動につき、当社に対して責任を負うものとする。

3.5 本サービスには、当社が第三者供給者によりサブライセンスまたは販売する権利を付与されたサービスまたは製品が含まれることがある。第三者供給者が、第三者供給者によって提供されるサービスおよび/または製品について本契約と異なる特別な条件を付す場合、第三者サービスおよび/または製品に関してのみ付属書 2 に記載される特別な条件が、本契約に優先するものとする。

3.6 本サービスは、オープンソースソフトウェア(「OSS」)を含むことができ、そのために、付属書 3 に記載される特別条件は、OSS に関してのみ本契約に優先する。

3.7 当社は、サービス(その一部を含む)を委託先(当社グループ会社を含む)に再委託することができる。当該委託先は、当社が提供するサービスのうち委託された業務を提供するためにのみ、お客様データおよび個人データを取得することを許可され、お客様データおよび個人データを他の目的のために使用することを禁止されるものとする。当社は、引き続き、当社の委託先による本契約に基づく義務の遵守

につき、責任を負うものとする。お客様は、当社によるお客様本契約に記載される範囲での委託先へのお客様データおよび個人データの移転に同意するものとする。

第 4 条(お客様の責任)

4.1 お客様は、お客様が購読するサービスの使用制限(注文書に明記された使用量基準、許諾国等)に従った、自己の許可ユーザの ID、パスワードの発行および管理の責任を負うものとする。お客様は、本契約に準拠する注文書を締結する前に、 本サービスがお客様の技術、 事業または規制の要件を満たしているか否かを自己の責任において判断するものとする。当社は、標準的な本サービスの使用が、お客様の要件に合致しているか否かを判断するためのお客様の努力に、協力するものとする。

4.2 お客様は;

(a) 当社に対し、すべて合理的に必要な範囲で(i)両当事者の本契約の履行および遵守に関する協力ならびに(ii)当社が本サービスおよび関連するサポートをお客様に提供するために必要とされる情報へのアクセスを提供する;

(b) 本契約に基づくお客様の活動に関して適用される日本、および外国の法律および規則を遵守する;

(c) 本契約に定めるお客様の他のすべての義務を適宜かつ効率的な方法で履行する;

(d) 各許可ユーザが本契約の条件に従って本サービスを使用することを保証し、許可ユーザによる本契約の違反に責任を負うものとする;

(e) 認可ユーザ以外の者による本サービスへの不正アクセスまたは不正使用を防止するために商業的に合理的な努力を尽くすとともに、当該不正アクセスまたは不正使用について、速やかに当社またはその販売代理店に通知するものとする;

(f) 本サービスに関して当社およびその販売代理店が本契約に基づく義務を履行するために必要なすべてのライセンス、同意および許可を取得し、維持する;

(g) お客様のハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、システムおよびクラウドサービスが、当社が随時提供する関連仕様(当該要件があれば、その他の資料に明記されるものとする)に準拠していることを確認する;

(h) (i)お客様のシステムと当社のデータセンター間のお客様のネットワーク接続および電気通信接続を用意・維持すること、ならびに(ii)お客様のネットワーク接続または電気通信接続に起因または関連する、またはインターネットに起因するすべての問題、条件、遅延、引渡不履行およびその他すべての損失または損害に対処し、解決することに単独で責任を負う;

(i) 認可ユーザおよびお客様の行為およびお客様データの取扱い(お客様データの転送、編集および削除を含む)に単独で責任を負う;

(j) 認可ユーザのお客様アカウントに基づき発生するすべての活動に単独で責任を負う。

4.3 お客様は、本サービスが通信ネットワークおよび通信設備を通じて提供され、通信設備、インフラおよび環境によって、通信速度および応答が異なる場合があることを理解するものとする。

4.4 お客様が当社またはその販売代理店に提案またはフィードバックを行う場合、お客様が当該提案またはフィードバックを機密事項として指定した場合でも、当社は、当該提案またはフィードバックに関するすべての権利、名義、および権益を有することとする。当社またはその販売代理店は、無制限にかつ補償することもなく、当該提案またはフィードバックを使用することができる。

第 5 条(支払)

5.1 サービス料金および支払条件は、当社またはその販売代理店とお客様との間で別途注文書にて合意するものとする。

第 6 条(変更)

6.1 当社は、当社が本サービスの中核的機能またはセキュリティ機能を実質的に低下させない限り、当社の単独の裁量により、本サービスまたはサービスレベル目標の特徴を拡張または変更することができる。ただし、当社は、拡張または変更に際して、本件サービスの中核的機能またはセキュリティ機能を著しく低下させる場合は、2ヶ月前に本件お客様に通知するものとする。

6.2　本契約の他の条項に定める場合を除き、本契約のすべての変更は、両当事者が書面(電磁的手段を含む)で承諾するものとする。

第 7 条(知的財産権)

7.1　当社、そのサービス・プロバイダーおよび第三者供給者は、本サービス(プログラムおよび学習済みモデルを含む)に関連するすべての知的財産権を留保するものとする。学習済みモデルにつき、当社は、お客様に対し、本契約に規定する条件に従って、非独占的、譲渡不可、再許諾不可の使用権を許諾するものとする。

第 8 条(当社の責務)

8.1　当社が提供するその他文書に基づきお客様が本サービスを利用する場合、当社は、本サービスが別紙 2 のサービスレベルに従い提供されるよう、商業的に合理的な努力をするものとする。上記を除き、本サービスは現状有姿で提供される。法律で許容される最大限において、当社は、明示かまたは黙示かを問わず、商品性、満足できる品質、特定目的への適合性および第三者権利の非侵害に関する黙示の保証を含むがこれらに限定されない、あらゆる種類のその他すべての保証を否認する。当社は、本サービスに含まれる機能が、お客様の要望や需要を満たすこと、本サービスがエラーなく作動するか、または中断されない態様で作動すること、本サービスの欠陥またはエラーが修正されること、本サービスが他の本ソフトウェアと互換性または干渉がないこと、本サービスまたは本サービスの結果が正確、信頼性があるかまたは最新であること、本サービスが本サービスを実行するために必要な特定のソフトウェアと互換性があること、または本サービスが侵害または攻撃に対して脆弱性がないことを保証しない。管轄によっては、お客様黙示の保証の放棄または排除を認めない場合があり、その場合はお客様には適用されないものとする。いかなる場合においても、当社は、インターネットを含む通信ネットワークおよび設備を介したデータの転送に起因する遅延、引渡不履行またはその他の損失または損害に対し責任を負わず、またお客様は、本サービスが当該通信ネットワークおよび設備の使用に固有の制限、遅延およびその他の問題の対象となる可能性があることを認識するものとする。

8.2　当社は、以下の場合を除き、本サービスを提供するために商業的に合理的な努力をするものとし、いかなる状況においても本サービスが中断または停止されないことを保証するものではない。

8.2.1　当社の定期保守・緊急修理により本サービスが停止した場合;

8.2.2　当社の合理的な管理の及ばない事態(戦争、敵対行為、内戦、政治行為、洪水、火災、地震、台風、暴動、テロ行為等の不可抗力、法令上の要求、インターネットサービスプロバイダとの
間のトラブル、当社を原因としないサービス遅延、電気・インターネット・電気通信の停止、政府の命令、規制、要請等を含むが、これらに限定されない)が発生した場合;

8.2.3　行政機関又は司法機関の業務停止の命令;

8.2.4　お客様の端末機器または接続サービスの不具合;

8.2.5　お客様による不正な操作または第三者からの攻撃。

8.3　当社は、本サービスの停止が予想される場合または停止が確認された場合、本サービスの停止および再開のスケジュールを適切な方法でお客様に通知するよう、商業的に合理的な努力をするものとする。

8.4　本サービスは、医療機器、治療機器、航空機の操縦もしくは管理、船舶航行、または地上施設もしくは上記の操業・管理を支援するための装置、または原子力関連施設の計画、建設、保守もしくは操業のために使用することを意図し、設計され、製造され、またはライセンスされないものとする。

8.5　本サービスが第 8.4 条に定める上記の目的のために使用される場合において、当該使用が注文書の特記事項に明記されている場合を除き、当社およびそのサービス提供者ならびにその供給者は、当該使用に起因または関連するクレームまたは損害について責任を負わず、お客様は、当該使用に起因または関連する訴訟費用および弁護士費用を含め、いかなる責任または損害についても、当社、そのサービス提供者および/または供給者、その関連会社、委託先、役員、取締役、従業員および代理人を補償し、免責するものとする。

第 9 条(お客様情報・プライバシー)

9.1　お客様は、すべてのお客様データに関するすべての権利、名義および権益を所有するものとし、お客様データの適法性、信頼性、整合性、正確性および品質について単独で責任を負うものとする。

9.2　当社は、サービスレベル目標に定める範囲において、お客様データのセキュリティ、機密性および整合性の保護のための管理上、物理的および技術上の保護を維持するものとする。

9.3　当社は、本サービスの提供に適合する目的を含め、本お客様に本サービスを提供するために、お客様データにアクセスし、使用し、変更することができる。

9.4　当社は、本サービスに関する個人情報を別紙 1 に従い処理する。

第 10 条(免責事項)

10.1　本契約により責任が適法に排除または制限されない範囲を除き、当社、当社の関連会社、サービス提供者、および供給者は、本サービスまたは本契約に起因または関連する間接的、特別、付随的または懲罰的損害、逸失利益、事業中断による損失、材料または製品の損失、製造の損失、契約機会の喪失、データの喪失または破壊、利用可能性の喪失などにつき、たとえ保証(明示か黙示かを問わず)、契約、製造物責任、不法行為(過失も含む)、それ以外のいかなる法的または衡平法上の根拠に基づくか否かを問わず、当該損害の可能性につき通知されていたとしても、責任を負わないものとする。当社および当社の関連会社の集計された責任は、いかなる場合も、お客様から直接または間接的に注文書に基づき本サービスのために損害賠償の発生日から直近の 12 ヶ月以内に受領した金額を超えないものとする。上記受領した金額には、本契約に基づき当社が提供する本サービス以外のサービス、例えば、保守サポート、エンジニアリング・ワーク、および/または当社関連会社もしくはそれらの委託先が遂行するその他の作業のために、お客様から受領することのできる金額は含まれないものとする。

第 11 条 (秘密保持)

11.1　情報を提供した一方の当事者(「開示者」)が本契約に関連して他方の当事者(「受領者」)に提供する情報であって、開示時に機密と指定されるもの(「秘密情報」)は、秘密に保持されるものとし、本契約または当社がお客様のために行うその他のサービスの目的(「目的」)のためにのみ使用することができる。お客様の秘密情報にはお客様データが含まれ、当社の秘密情報には本サービスが含まれ、各当事者の秘密情報には、本契約の条件が含まれる。受領者は、開示者の事前の書面による同意なしに、開示者の秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならない。お客様は、本サービスに含まれる、または、関連する技術、アルゴリズム、知識、およびプロセス、ならびに、当社またはその販売代理店を通じて提供される文書を、機密表示に関係なく、当社の機密情報として取り扱うものとし、本サービスの使用以外の目的に使用しないものとする。お客様は、許可ユーザに、本契約に記載される義務を認識させ、それらを遵守させるものとする。前述にもかかわらず、当社は、本契約に定める秘密保持義務に拘束されることを条件として、お客様の秘密情報を他の当社の関連会社、その販売代理店および委託先に開示または提供することができる。

11.2　本契約にこれと異なるいかなる定めの規定にもかかわらず、お客様は、当社、その他の当社グループ会社およびその委託先に対し、本サービスの過程で当社が収集したデータを、当社またはその他の当社の関連会社の製品およびサービスの提供、改善または開発の目的で使用・コピー・修正・処理・分析および本サービスを用いた AI 解析、その他利用するための、全世界における、無償、非独占的、永久的、取消不能のライセンスを付与する。ただし、お客様データは、(i)匿名した形で使用するものとし、かつ(ii)統計データから検索することができない方法でない限り、第三者に開示しないものとする。

11.3　秘密情報には、(i)既に受領者に知られているかまたは開示時に公知である、(ii)秘密保持義務を負うことなく第三者から受領者に適法に開示された、(iii)受領者の過失なく開示後公知となった、または(iv)開示者の秘密情報に依拠または言及することなく受領者が独自に開発されたことを、受領者が書面で証明できる情報は含まれないものとする。裁判所または政府機関の命令により適用法に基づき開示が要求される場合、受領者は法的に要求された範囲に限り、秘密情報を開示することができる。受領者は、開示者が当該要求される開示の範囲に異議を申し立て、または制限するために、保護命令またはその他の適切な救済を受けることができるよう、開示者に速やかに通知するものとする。

11.4　　当社またはお客様は、相手方の書面による事前の承諾を得た上で、秘密情報を第三者に開示する場合、当社またはお客様は、第三者が本契約に定める守秘義務と同一の守秘義務に拘束されることを保証するものとする。ただし、当該第三者に起因する当該義務の違反については、当社は責任を負わないものとする。
11.5　　お客様は、本サービスの学習済みモデルを営業秘密（不正競争防止法 2 条 6 項に定める）として厳格に管理しなければならないものとする。
11.6　　当社またはお客様は、本第 11 条に違反した場合、他方当事者に対し、速やかに当該違反を通知するとともに、他方当事者と共に適切な措置を講じるものとする。
11.7　　本条に基づく義務は、本契約の満了または解約の日から 3 年間、本契約の満了または解約後も存続するものとする。

第 12 条（知的財産権の侵害）
12.1　　本件サービスがその原形の形で許諾国における第三者の特許、商標、著作権その他の知的財産権を侵害している旨の第三者からの警告または請求(以下本件請求」)を受けた場合において、その侵害が当社のみに起因するときは、当社は、本件請求からお客様を当社の費用負担で防御し、裁判所が最終的に付与した損害または当社が裁判所外で解決した損害に対しお客様を求償する。上記の当社の義務および求償は、i)受領後速やかに書面で本件請求を当社に通知すること、ii)お客様が当社およびその代理人に本件請求の防御および和解を管理する完全な権限を付与すること、および iii)お客様が当社の要求に応じて、当社に必要なすべての情報および援助を提供することを条件とする。
12.2　　当社は、本件請求が行われ、または行われるおそれがあると信じる場合、当社は、自己の裁量およびその費用負担で、a) 本件サービスを継続する権利をお客様のために調達し、b) 本件サービス侵害を防止するためのサービスとして他のソフトウェアと交換し、c) 本件サービスの全部または一部を変更して、それが侵害されないものとするか、または d) 当社が、a)から c)までが実行可能ではないと信じる場合、お客様が直接または間接に本サービスのために支払った未履行契約月に対応する費用をお客様に払戻し、本契約を終了することができる。
12.3　　前記事項にかかわらず、当社は、本件請求が、(a)当社以外の者により行われた本サービスの修正、(b)本サービスと当社により提供されたものではないハードウェアまたはソフトウェアとの組み合わせ、(c)お客様によりまたはお客様のために、提供された設計または行われた指示による (d)当社の提案に従わない、または、(e)当社に起因しないその他の事由に起因する場合、当該損害につき、責任を負わず、お客様が当社、その販売代理店および委託先を求償するものとする。
12.4　　本条は、本契約に関連する第三者の知的財産権侵害の請求について、当社およびその販売代理店の全責任およびお客様の唯一の救済を定めるものである。さらに、本契約にこれと異なるいかなる定めの規定にもかかわらず、第三者のプログラム、プラットフォームまたは OSS に起因または関連する申し立てに関しては、当該第三者のプログラム、プラットフォームまたは OSS に別途定める特別条件が優先するものとする。
12.5　　当社が、お客様データが許諾国における第三者の特許、商標、著作権またはその他の知的財産権を侵害している旨の第三者からの警告または請求(「本件請求」)を受領し、当該侵害がお客様にのみ起因する場合、お客様は、お客様の費用負担で、当社を本件請求から防御し、裁判所により最終的に付与された損害または当社が裁判所外で解決した損害に対し当社を求償する。前記のお客様の義務および求償は、i)受領後速やかにお客様に本件請求を書面で通知すること、ii)当社がお客様およびその代理人に当該本件請求の防御および解決を管理する完全な権限を付与すること、および iii)当社がお客様の要求に応じてすべての必要な情報および支援をお客様に提供することを条件とする。

第 13 条（解約）
13.1　いずれの当事者も、他方当事者による本契約の重大な不履行または違反がある場合、他方当事者に書面による催告をしたにもかかわらずその行為が是正されなかった場合には、何らの通知、催告を要することなく、本契約を解約することができるものとする。
13.2　当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、お客様に催告することなく、直ちに本契約を解約することができる。

(a) 仮差押え、差押え、仮処分等を受け、または競売の申立てがあったとき
(b) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、当該手続開始の原因となる事実の生じたとき、または清算手続に入ったとき
(c) 租税公課を滞納して保全差押を受けたとき
(d) 支払を停止したとき
(e) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
(f) 解散または本契約に係る事業の全部もしくは重要な一部を譲渡する決議をしたとき
(g) 監督官庁から営業免許もしくは営業登録の取消または営業停止等の処分を受けたとき
(h) 資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるとき

13.3 当社は、第 8.2 条に定める事由により本サービスが合計 60 日以上停止または利用不能となった場合、お客様に通知することにより、本契約を解約することができる。

13.4 当社は、第 13.1 条(当社が違反当事者である場合)または第 13.3 条に基づく事由による解約を除き、解約にかかわらず、お客様に対し、返金、信用供与その他の報酬を行わないものとし、お客様は、購読期間の残額を支払うものとする。第 13.1 条(当社が違反当事者である場合)および第 13.3 条に基づく解約の場合、当社は、当該解約の唯一かつ排他的な救済として、その本件販売代理店に支払われたその本サービスの未履行の契約月に対応する費用をお客様に返金するものとする。

13.5 注文書の発効日後であっても、当該発効日において予期されなかった状況または使用環境に重大な変更が生じ、お客様がサービスを継続して利用することが適切ではないと、当社が合理的に判断した場合は、本サービスを、払戻、責任またはその他の補償なしに、停止または保留することができる。この場合、返金は適用されず、再開しても停止期間による購読期間の延長はないものとする。

第 14 条 (解約の効力)

14.1 本契約が解約または満了した場合、お客様は、本契約に基づくすべての権利を失い、本サービスのすべての使用およびアクセスを停止するものとする。

14.2 当社は、クラウドサービスに関する本契約の解約または満了後 90 日以内にお客様の書面による要求があった場合、お客様データの輸出またはダウンロードを可能とするために必要な措置を講じるものとする。当社は、本契約期間の解約または満了後 90 日を経過した後は、本サービスに関連するお客様データを保持または提供する義務を負わず、また、法律により禁止されない限り、当社が保有する当該お客様データのすべてのコピーを削除または破棄することができる。

14.3 第 7 条(知的財産権)、第 8.1 条(サービスの提供)、第 9 条(お客様情報・プライバシー)、第 10 条(免責事項)、第 11 条(秘密保持)、第 12 条(知的財産権の侵害)、第 15 条(救済)、第 16 条(総則)、第 17 条(管轄裁判所)の規定および本条は、本契約の満了または終了後も存続する。

第 15 条 (救済)

15.1 お客様による本契約の違反は、当社に実質的かつ回復不能の損害を引き起こす可能性があり、当該違反または違反のおそれがある場合、利用可能なその他の救済に加えて、当社は、特定履行およびその他の差止救済を求める権利を有することに同意する。

第 16 条 (総則)

16.1 (輸出コンプライアンス) 本サービスは、現地および地域外の輸出管理法および規制の対象となる場合があります。かかる法律および規則が適用される場合、お客様は、本サービスの使用、輸出、再輸出および移転を管理する法律および規則を遵守するものとし、必要なすべての現地および領域外の許可、許可またはライセンスを取得するものとする。

16.2 (譲渡禁止) お客様は、本契約に基づく権利義務を当社の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならないものとする。

第 17 条(管轄裁判所)

本サービスの使用または本契約に関して生じた紛争については、両者誠意を持って協議解決するものとし、協議が調わない場合は東京地方裁判所(本庁)を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

付属書 1

プラントAI解析ツールの個別ライセンス条件

1. お客様データから発生する権利等

お客様は、本サービスを通じてお客様データにより生成される学習済みモデルに関するすべての権利、権原および権益を留保するものとする。学習済みモデルは、お客様データを通じて生成され、判定器アプリケーションにおいて測定データに対してヘルスインデックスを表示するような機能を含む。

2. ヘルスインデックスの制限

学習済みモデルは、サービスを通じて使用されるお客様データに依存するため、サービス中に提供されたお客様データのシステムの変化が判定器アプリケーションで学習済みモデルを使用するまでに生じた場合は、お客様は、学習済みモデルを、サービスを使用して再度作成するものとする。学習済みモデルの性質上、ヘルスインデックスは正確性が担保できず、測定データに障害がない場合でもヘルスインデックスは障害と表示されることもあり、その逆もありえる。

3. 標準サービス

本契約は、当社およびその関連会社が第三者に同一または類似のサービスを提供すること、または他の関連製品またはサービスを独自に開発、使用、販売、ライセンス供与することを制限するものではない。

4. 使用禁止

お客様は、本サービスを学習済みモデルの作成のためにのみ使用するものとし、本サービスをデータ記憶の目的のために使用しないものとする。

1 つのライセンスは、1 つの指定された認可ユーザのみが使用することができ、いかなる時も複数のユーザによって共有されないものとする。お客様は、指定された一人の許可ユーザ以外の者に本サービスをいかなるときも使用させてはならない。

5. サービス契約書に記載される文書（第 1 条第 1 項）

本サービスにおいて、サービス契約書に記載される「付属書 2 第三者ソフトウェアおよびプラットフォームの条件」は、存在しない。

また、「その他文書：取扱説明書」は、オンラインマニュアルの形式で提供される。

別紙 1

データ処理補遺

本データ処理に関する付属文書（以下「本 DPA」という。）は、個人データの処理に関するお客様と当社（以下総称して「両当事者」及び個別に「当事者」という。）との間の合意を表す目的で、当社が提供する当社サービス（以下「本件サービス」という。）の購入に関する当社サービス契約（以下「本契約」）に関連して適用されるものである。

お客様は、適用されるデータ保護法で要求される限りにおいて、本契約に同意することにより、当社が処理者として管理者の個人データを処理することについて、自己、および承認関係会社が「管理者」である限り、承認関係会社を代表し、本 DPA を締結する。本 DPA のみにおいて、別途の記載がない限り、「お客様」という用語には、お客様及び承認関係会社を含めるものとする。本契約に基づき本件サービスをお客様に提供するに際し、当社は「処理者」としてお客様の代理で個人データを処理できるものとし、両当事者は、個人データに関して以下の条項に従い、それぞれが合理的かつ誠意をもって行為することに合意する。

よって、両当事者は本 DPA を締結し、以下のとおり合意する。

1 定義

1.1 「**EU** データ保護法」とは、欧州連合又はそのいずれかの加盟国の個人データ保護に関する適用法律を意味し、(i) 2018 年 5 月 24 日まではデータ保護指令（Data Protection Directive）（95/46/EC）及び関連する各国実施法、並びに (ii) 2018 年 5 月 25 日付けで GDPR が含まれる。

1.2 「**GDPR**」とは、個人データの処理に係る自然人の保護及び当該データの自由な移動に関する 2016 年 4 月 27 日付け EU 規則 2016/679（Regulation (EU) 2016/679 of 27 April 2016）、及び廃止された上記指令 95/46/EC を意味する。

1.3 「個人データ」とは、識別された、又は識別され得る自然人（以下「データ主体」という。）に関する情報であって、本 DPA の下で管理者から処理者に提供される情報を意味する。

1.4 「復処理者」とは、当社又はグループ会社が個人データの処理のために委託した第三者を意味し、当社のグループ会社及びビジネスパートナーを含むものとする。

1.5 「**EEA**」とは、欧州経済領域を意味する。

1.6 「サービス契約」とは、お客様にサービスを提供するための条件を決定するサービス契約を意味する。

2 解釈

2.1 本 DPA において

2.1.1 本 DPA への言及は、本 DPA の添付書類及び付属書類を含むものとする。

2.1.2 制定法又は制定法条項への言及は、下記を含むものとする。

(i) 当該制定法又は制定法条項の最新の改正版又は統合版（本 DPA 締結日の前後を問わない）

(ii) 本 DPA 締結日の時点で有効な当該制定法又は制定法条項の下に随時策定された下位法

2.1.3 「含む」又は「含める」という用語は、先行する用語の一般性を制限することなく解釈するものとする。

2.1.4 ある者への言及は、会社、パートナーシップ、又は任意団体（別個の法人格を有するか否かを問わない）を含むものとする。

3 保証

管理者は、データ保護法の要求事項を遵守していることを表明かつ保証し、引き続き遵守することを約束する。特に、処理者が処理対象とする個人データがデータ保護法に従って収集、処理されており、また、EU データ保護法が適用される場合は管理者が同法のもとで要求される全ての措置を講じ、全ての手続きを実施している（情報提供、及び必要な場合は関係する全てのデータ主体からの同意取得を含む）ことを、管理者は表明し、保証する。

4 処理の範囲

処理者は、唯一、管理者の代理として、本契約の枠内で、本契約の期間中、スケジュール 1 に示す個人データを処理するものとする。上記にかかわらず、処理者は本契約の終了後 90 日間は個人データを保持し、要求があれば、管理者がバックアップ目的でお客様データにアクセスできるようにし、また、本契約が終了しお客様データ及び個人データの削除処理が可能になることを確認できるようにする。適用法により個人データの保管が要求されない限り、処理者は、その他のいかなる目的でも個人データを処理しないものとする。

5 処理者の義務

処理者は、管理者の代わりに処理者として務めるときは（個人データに関する EU データ保護法の対象となる場合は同法の定義に従う）、下記の行為を行う。

5.1 管理者の書面による指示に基づき個人データを処理するか、又は移転する。ただし、適用法律により処理者が個人データを処理するか、又は移転するよう要求される場合はこの限りではない。欧州連合又は一加盟国の法律が適用される場合において、かかる要求が処理者に課されるときは、処理者は管理者に事前に通知を行う。ただし、公益という重要な理由により当該法でかかる通知が禁止される場合はこの限りではない。

5.2 自己の権限下で活動し個人データを利用できる者が (i) 秘密保持を約束するか、又は適当な制定法上の秘密保持義務を負っており、かつ、(ii) 法令により個人データの処理又は移転を要求されない限り、管理者からの指示（状況に応じて、処理者を通す場合もある）による以外は個人データを処理せず、移転しないことを確認する。欧州連合又は一加盟国の法律が適用される場合、前記の法令は欧州連合又は一加盟国の法律に限定されるものとする。

5.3 適切な技術的かつ組織的措置を実施して、個人データの処理により出現するリスクに対し、適切なセキュリティ水準を確保する。かかるリスクは、特に、送信、保管その他処理がなされた個人データの偶発的若しくは非合法な破壊、紛失、改変、無許可の開示、又は利用により出現する。処理者が実施する上記の技術的かつ組織的措置は、本契約の別紙 2 にさらに詳しく記載されている。

5.4 第 7 条に記載の条件による以外は、他の処理者を従事させない。

5.5 管理者の要請により、EU データ保護法その他の適用されるデータ保護法に基づき権利を行使するデータ主体からの要請に応じるため、管理者に合理的な援助を与える。処理者が管理者のデータ主体から GDPR その他のデータ保護法に基づき一又は複数の権利を行使するよう要請を受けた場合、処理者はそのデータ主体に対し、管理者に直接要請を行うよう再度通知するものとする。

5.6 管理者の要請により、合理的な手数料を条件として、管理者に合理的な援助を与え、管理者が

EU データ保護法に基づく自己の義務に従って下記の行為を行えるようにする。(i) 技術的かつ組織的なセキュリティ対策を実施し、処理の安全性を確保すること。(ii) 該当する場合は、個人データ関連の違反を監督当局に通知し、かかる個人データ関連の違反をデータ主体に連絡すること（第 6 条にさらに記載）。(iii) プライバシー影響評価を実施すること（該当する場合は、監督当局との協議も含む）。

5.7 本 DPA が終了したときは、管理者の選択に応じて、個人データを全て (i) 削除する、又は (ii) 管理者に返却して、既存のコピーを削除する。いずれの場合においても、欧州連合又は一加盟国の法律のもとで個人データの保管が要求される場合、処理者は当該個人データのコピーを 1 部保持できることが了解されている。管理者から要請があれば、処理者は本第 5.7 条に基づく管理者の指示に従ったことを書面で証明するものとする。

5.8 欧州連合又は一加盟国の法律が適用される場合、管理者の要請により、合理的な手数料を条件として、本第 5 条に規定される義務の遵守を証明するために必要な全ての情報を提供し、管理

者又は管理者から命じられた他の監査人が行う監査（検査を含む）を許容し、これに貢献する。

5.9 管理者から受けた指示が EU データ保護法その他の適用されるデータ保護法を侵害しているという見解に至った場合には、管理者に通知する。

6 データ違反の通知

6.1 処理者は、個人データに影響を与えるセキュリティ違反を認識したときは、できる限り速やかに管理者に通知する。

6.2 処理者によるかかる通知は書面又は電子的形態で行うものとし、少なくとも次の事項を記載する。(i) 当該違反の性質に関する記述。可能な場合は、関係するデータ主体の区分及び概数、並びに関係する個人データ記録の区分及び概数を含む。(ii) データ保護担当者、又はより多くの情報を得られる他の連絡窓口の氏名、名称及び連絡先。(iii) 当該違反の想定される結果の記述。(iv) 当該違反に対処するために講じられた措置又は講じるよう提案された措置の記述。該当する場合は、想定される悪影響の軽減措置を含む。

7 復処理

管理者は、当社又はそのグループ会社が本契約に基づく契約上の義務を履行するために復処理者を使用することに同意する。当社は、自らが個人データの処理を現在許可している復処理者の一覧を https://yokogawa.blob.core.windows.net/legal/Yokogawa-Cloud-Sub-Processors.pdf に掲載する（当該 URL は、当社が随時更新することができる）。当社は、新規復処理者の認可及び許可を行う 30

日前までに、該当するウェブサイトを更新するものとする。EU データ保護法が適用される場合、管理者は更新から 30 日以内に新規復処理者について異議を唱えることができるが、その際は、反対の理由に関する説明を記載して書面で通知を行い、両当事者が誠意をもって協力し、解決策を協議するものとする。管理者は、異議を唱える合理的な理由がある場合、違約金なしで本契約を解除することができる。処理者は、本第 7 条に基づき復処理者に従事させる場合、契約書をもって本 DPA に規定される義務が当該復処理者に課されるようにする。

8 国際移転

個人データが EEA 域内から、欧州委員会の定める十分な保護水準を確保していない EEA 域外の国に移転される場合には、標準契約条項を適用する。欧州委員会の定める十分な保護水準を確保していない EEA 域外国の当社輸入者以外の復処理者については、処理者が管理者の代理として当該復処理者と標準契約条項を締結する。管理者は処理者に対し、ここに当該標準契約条項を当該復処理者と締結する権限を委譲する。

9 一般条項

本 DPA 又は本契約のいかなる条項も、移転契約 DC-DP の条項との間に矛盾が生じた場合には、これに優先するものとは解釈しない。本 DPA の個別条項が無効と判示されたとしても、本 DPA の他の条項の有効性は影響を受けないものとする。両当事者は、無効と判示された条項を両当事者の意図に最も近い条項に置き換えるものとする。

本 DPA に関する質問及び要請は、compliance@apps.yokogawa.com まで送付のこと。

スケジュール１:個人情報の処理範囲

管理者は、処理者に対し以下の個人情報の処理を指示する。

1. **データのカテゴリー処理される個人データは、以下のデータカテゴリ**
ーに関するものである:氏名電子メール職種・所属雇用主
連絡先（社名、電子メールアドレス、電話番号、法人住所）
支店名プラント名称
認証データ、使用データ、アクセス・ログ・データ

特別カテゴリーのデータ
該当なし

2. **データ主体**
処理される個人情報は、以下のカテゴリーのデータ主体に関するものである:管理者の従業員および代表者
本契約のもとで管理者によって指名された許可ユーザ

3. **処理業務**
処理された個人情報は、以下の基本的な処理活動の対象となる:輸入者は、本契約における本件サービスの提供を目的として、個人データの処理を行う。

別紙 2

サービスレベル目標

このサービスレベル目標(SLO)は，横河クラウドサービスの利用に関する規則であり，クラウドサービスを利用するアカウントごとに個別に適用されます.

1. 定義

「可用性」とは，許可されたユーザがクラウドサービスにアクセスできる時間を意味します。ただし、予定されたダウンタイムは含まれません。

「予定外のダウンタイム」とは、予定されたダウンタイムを除き、機器の故障、緊急保守処置、修理など、クラウドサービスを提供できなかったためにクラウドサービスが利用できない期間（時間単位）を意味します。予定外のダウンタイムには、横河の合理的な支配を超える事由は含まれず、横河が採用しているセキュリティ対策にもかかわらず合理的に予見または防止できない原因、例えば、通信またはデジタル伝送リンクの中断または故障、敵対的なネットワーク攻撃、ネットワークの輻輳またはその他の障害などは含まれないものとします。

「予定されたダウンタイム」とは、クラウドサービスの保守、システム修理またはシステムのアップグレードのために計画されたダウンタイムにより、クラウドサービスが利用できない期間(時間単位で測定)を意味します。

「クラウドサービス」とは、クラウド上でサービスを利用するためのインフラサービスを意味します。エッジコンピューティングのような他のサービスは含まれません。

2. サービスレベル要件

2.1　　クラウドサービスの可用性

横河は、商業的に合理的な努力をもって、利用権対象期間中、クラウドサービスを 1 日 24 時間、1 週間に 7 日、アクセス可能な状態にするものとします。横河電機は、商業的に合理的な努力をもって、クラウドサービスの中断、アクセス不能または操作不能を最小限に抑えるものとします。

2.2　　予定されたダウンタイム

横河は商業的に合理的な努力をもって計画的な保守、システム修理またはシステムのアップグレードのために予定されたダウンタイムを計画するものとします。

2.3　　適用除外

横河は、以下の事由によりサービスレベル要件を満たさない場合、その責任を負わないものとします。

(i)　　当社が合理的に制御できない要因（例えば、自然災害、戦争、テロ行為、暴動、政府の行動、または当社のデータセンターの外部（お客様のサイトまたはお客様のサイトと横河のデータセンターの間を含む）で発生したネットワークやデバイスの障害など）；

(ii)　　横河電機が提供していない電源、機器、サービス、システムの故障や性能低下（不十分な帯域幅に起因する問題、第三者のソフトウェアやサービスに関連する問題を含むがこれに限定されない）；

(iii)　　許可されたユーザがインターネットにアクセスできない期間中のサービスの中断、欠陥、劣化または遅延;

(iii)　　お客様が起こした不正行為または遅延;

(iv)　　必要な設定を行わなかったこと、サポートされているプラットフォームを使用しなかったこと、許容される使用に関するポリシーに従わなかったこと、または、クラウドサービスの特徴や機能と矛盾した方法でクラウドサービスを使用したこと（例えば、サポートされていない操作を行おうとしたこと)、または、一般仕様書、取扱説明書、その他の横河が提供する文書と矛盾した方法でクラウドサービスを使用したことに起因するもの;

(v)　　誤った入力、指示、または引数に起因するもの（例えば、存在しないファイルへのアクセス要求）；
(vi)　　お客様がライセンスの範囲を超えた操作を行おうとしたこと、または横河が不正行為の疑いを抑止した結果に起因するもの。

3. セキュリティ

3.1　　セキュリティポリシー

横河は、お客様の情報のセキュリティ保護を支援します。横河は、お客様の情報を、偶発的、不正または不法なアクセス、開示、変更、喪失、または破壊から保護するために、以下のような適切な技術的および組織的な措置を実施し、維持し、遵守します。

技術的措置	・横河は、管理対象ポート(RDP、SSH)に対してセキュリティ保護を実施します。 ・横河は、セキュリティ強化のため，システムの更新を行います。 ・横河は、許可されていないネットワークからのアクセスを拒否します。 ・横河は、送信される顧客データに暗号化を実施します。
組織的措置	・横河の顧客データへのアクセス担当者は，守秘義務を負います。 ・横河は、関係するセキュリティ手順とその役割について、担当者に周知しています。

3.2　　セキュリティインシデントの通知

横河は、横河の機器や設備に保存されているお客様データへの不正なアクセスや、当該機器や設備への不正なアクセスにより、お客様データの紛失、開示、改ざんが発生したことを認識した場合、速やかにお客様にセキュリティインシデントを通知するとともに、セキュリティインシデントを調査してお客様に詳細な情報を提供し、セキュリティインシデントの影響を緩和して損害を最小限にするための合理的な措置を講じるものとします。